

島根県指定無形民俗文化財「益田系操り人形」 保持者の新規認定について

標記のことについて、令和 7 年 3 月 1 6 日に島根県教育委員会が実施した島根県指定無形民俗文化財「益田系操り人形」保持者の指定要件認定調査の結果をうけ、令和 7 年 8 月開催の島根県文化財保護審議会において、下記のとおり新たに保持者の認定がされましたので、お知らせします。

なお、証明書の伝達式を後日開催します。日時については決定次第、お知らせします。

- 1 認定者数 新規認定者…………… 6 名
既認定者のうち、担当部門追加の認定を受けた者… 1 名

2 概 要

「益田系操り人形」は昭和 3 8 年に島根県無形民俗文化財に指定され、現在は「益田系操り人形保持者会」2 4 名によって上演、継承されています。

令和 7 年 7 月現在、保持者会構成員のうち 1 4 名が無形民俗文化財の指定要件である人形の操法等の技術保持を専門家により認定されていました。

指定無形民俗文化財の保存には、後継者育成と技術の習得が不可欠であり、新たに認定された構成員を対象に、平成 2 9 年の調査以来 8 年ぶりに技術保持の追加証明に係る調査が島根県教育委員会により行われました。令和 7 年 8 月の島根県文化財保護審議会において調査内容が審議され承認されたことにより、今回 6 名の新規認定者と 1 名の担当部門の追加が認定されました。

これにより、島根県指定無形民俗文化財「益田系操り人形」保持者は 2 0 名となりました。